

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光政策課

団 体 名: (一財)徳島県観光協会

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	とくしまロケーション・ブラン ド発信事業実施業務	フィルム・コミッション事業の普 及啓発及び支援	1	R7.4.1	R8.3.31	16,865	16,865	第2号(競争に不 向き)	映画やテレビ番組、テレビCM等のロケ 地として本県を選んでいただくためには、 撮影場所の紹介やエキストラの手配、市 町村や地域住民(団体)等との調整な ど、映画等の制作会社からの要望に対 し、迅速に対応する必要がある。 (一財)徳島県観光協会は、徳島県全体 の観光資源及び観光施設に関する内容 や、効果的な情報発信の手法について 熟知しているとともに、県内の観光地に ついてエリアの偏りなく対応が可能であ り、制作会社の要望に対するきめ細やか な対応や市町村、県内観光施設等との 調整を円滑に行うことができる唯一の団 体である。
2	①委託	魅力あふれる「阿波とくし ま」誘客促進事業実施業務	観光コンテンツの発掘・磨き上 げや観光情報発信の強化	1	R7.4.1	R8.3.31	18,455	18,455	第2号(競争に不 向き)	本事業の実施に当たっては、徳島県の 観光推進施策への十分な理解、県内の 観光コンテンツに関する見識、観光プロ モーション等に関するノウハウが求めら れるとともに、県内の観光DMOや市町 村、県内外の観光関連事業者だけでな く、海外地域との連携や調整など、徳島 県と同様の事業遂行の能力が求められる。 (一財)徳島県観光協会は、当事業を実 施するために必要なノウハウ、人材、事 業実施体制を有しており、県内に同等の 能力を有する企業、団体が他になく、唯 一の団体である。
3	①委託	着地型観光コンベンション 事業	コンベンション主催者及び来訪 者への着地型旅行商品の情報 発信等	1	R7.4.1	R8.3.31	18,689	18,689	第2号(競争に不 向き)	本事業を実施するに当たり、県内市町村 や観光関係団体等との連携が必要であ るとともに、公平性や透明性の確保が必 要不可欠であり、これを満たす県内事業 者は、県内観光資源や観光施設に関す る内容を熟知し、全県を対象として観光 客誘致事業を実施している県内唯一の 団体で、県内市町村や観光関係団体、 旅行業者等と常から連携している公的機 関である(一財)徳島県観光協会しかな い。 また、同協会が実施するコンベンション 開催支援助成に併せて当事業を実施す ることで、観光客誘致や観光経済の活性 化などの相乗効果も期待できる。
4	①委託	令和7年度タイにおける徳 島県誘客促進業務	現地エージェン業務、タイの有 力旅行博への出展、SNSを活用 した情報発信	1	R7.5.15	R8.3.31	12,000	12,000	第2号(競争に不 向き)	公募型プロポーザル方式にて選定

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光政策課

団 体 名: (一財)徳島県観光協会

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	国際線を活用したプロモーション受入支援業務	海外の旅行会社による商品開発のための視察及び海外メディアによる撮影の誘致・支援	1	R7.6.5	R8.3.31	1,790	1,790	第2号(競争に不向き)	本業務は、国際定期便(香港・韓国便)の利用促進を図るため、海外メディアのロケ誘致や旅行会社によるファムツアーの実施支援、さらには韓国市場へのプロモーションセールス等を一体的に展開するものである。 これらの業務を効果的に遂行するためには、制作会社や旅行会社からの多岐にわたる要望に対し、撮影場所の選定やエキストラの手配、市町村・地域住民等との利害調整を極めて迅速に行わなければならない。また、現地関係企業等との連絡調整体制を有する必要がある。 (一財)徳島県観光協会は、徳島県全域の観光資源や施設情報を熟知しているだけでなく、県内全域の市町村や関係団体と強固なネットワークを有しており、エリアの偏りなく円滑な調整を可能とする唯一の団体であり、県と密に連携し航空会社・現地関係機関との専門的な連絡調整を一貫して担える体制を整えており、本事業の目的を確実に達成できる。
6	①委託	とくしま観光アカデミー企画運営業務	観光人材の即戦力強化、次世代の観光産業の担い手のための講座の開催	1	R7.9.8	R8.2.27	2,591	2,591	第2号(競争に不向き)	公募型プロポーザル方式にて選定

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光政策課受入環境整備室

団 体 名: 徳島空港ビル株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR7年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島阿波おどり空港到着者靴底消毒実施業務	徳島阿波おどり空港の到着者通路において、豚熱等家畜伝染病に有効な消毒薬を染み込ませたマット上を通過することによる靴底消毒に関する業務	1	R7.4.1	R8.3.31	1,807	1,807	第2号(競争に不向き)	当該空港を管理しているため。
2	①委託	国際定期便利用者駐車場割引支援業務	徳島阿波おどり空港に就航する国際定期便搭乗する乗客を対象にした駐車場料金の割引サービス券の配布を行い、アウトバウンド利用の促進を図る。	1	R7.4.1	R7.5.31	261	261	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港に就航する国際定期便搭乗する乗客を対象にした駐車場料金の割引サービス券の配布を行い、アウトバウンド利用の促進を図るものである。利用者の利便性を考慮すると、到着後確実に通過する空港ターミナルビル内かつ分かりやすい場所にある総合案内所で配布することが最も効率的である。徳島空港ビル株式会社は、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であり、徳島空港ターミナルビルを保有・管理運営していることから、本事業を実施できる唯一の事業者と認められる。
3	①委託	国際定期便利用者徳島空港近隣駐車場割引支援業務	徳島阿波おどり空港に就航する国際定期便搭乗する乗客を対象にした徳島空港近隣駐車場料金の割引サービス券の配布を行い、アウトバウンド利用の促進を図る。	1	R7.5.1	R8.3.31	1,892	1,892	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港に就航する国際定期便搭乗する乗客を対象にした徳島空港近隣駐車場料金の割引サービス券の配布を行い、アウトバウンド利用の促進を図るものである。利用者の利便性を考慮すると、到着後確実に通過する空港ターミナルビル内かつ分かりやすい場所にある総合案内所で配布することが最も効率的である。徳島空港ビル株式会社は、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であり、徳島空港ターミナルビルを保有・管理運営していることから、本事業を実施できる唯一の事業者と認められる。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 観光政策課受入環境整備室

団 体 名: 徳島空港ビル株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
4	①委託	外国人観光客向け観光施設無料交換券配布業務	徳島阿波おどり空港に就航する国際定期便搭乗する乗客を対象にした県内観光施設無料交換券の配布を行い、国際定期便の搭乗率の向上及び、県内滞在時間と観光消費額、宿泊者数の増加促進を図る。	1	R7.12.1	R8.3.31	1,819	1,819	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島阿波おどり空港に就航する国際定期便搭乗する乗客を対象にした県内観光施設無料交換券の配布を行い、国際定期便の搭乗率の向上及び、県内滞在時間と観光消費額、宿泊者数の増加促進を図るものである。利用者の利便性を考慮すると、到着後確実に通過する空港ターミナルビル内かつ分かりやすい場所にある総合案内所で配布することが、本業務を最も効率的に実施できる。徳島空港ビル株式会社は、空港法第15条に基づき空港ごとに指定される徳島阿波おどり空港唯一の「空港機能施設事業者」(空港においてその機能を確保するために必要な航空旅客若しくは航空貨物の取扱施設又は航空機給油施設を建設し、又は管理する事業を行う者)であり、徳島空港ターミナルビルを保有・管理 運営していることから、本事業を実施できる唯一の事業者認められる。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 文化振興課

団 体 名: (公財)徳島県文化振興財団

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	あわ文化継承・発展に係る 業務	本県ならではの文化を継承し、 人材育成や文化振興を図ると ともに、文化の力で地域の活性化 に視する取組を実施するもの	1	R7.4.1	R8.3.31	2,170	2,170	第2号(競争に不 向き)	(公財)徳島県文化振興財団は、本県文 化振興の拠点施設である徳島県郷土文 化会館(あわぎんホール)の運営に関す る高い専門性と、様々な文化事業の実施 実績に基づく文化の継承・発展のための 知見を有している。 また、本業務の実施にあたり必要となる 県と連携した取組の推進においても多数 の実績があることから、効率的かつ効 果的な業務遂行が期待できるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 文化振興課文化資源活用室

団 体 名: (公財)徳島県埋蔵文化財センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和7年度徳島管内道路 埋蔵文化財調査委託	埋蔵文化財発掘・整理業務	1	R7.4.1	R8.3.31	151,700	151,700	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。
2	①委託	令和7年度那賀川河川改 修事業(加茂堤防)に伴う埋 蔵文化財調査業務	埋蔵文化財整理業務	1	R7.4.1	R8.3.31	111,700	111,700	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。
3	①委託	令和7年度那賀川河川改 修事業(阿南市十八女堤 防)関連埋蔵文化財発掘調 査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R7.4.1	R8.3.31	77,200	77,200	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。
4	①委託	令和7年度蔵本公園プール スタンド改築工事関連埋蔵 文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R7.5.30	R8.3.31	31,000	31,000	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。
5	①委託	令和7年度新時代対応！ 国府支援学校整備事業に 伴う埋蔵文化財整理業務	埋蔵文化財整理業務	1	R7.4.1	R8.3.31	24,800	24,800	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。
6	①委託	令和7年度吉野川河川改 修事業(加茂第二箇所)関 連埋蔵文化財調査業務	埋蔵文化財整理業務	1	R7.4.1	R8.3.31	21,200	21,200	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。
7	①委託	令和7年度街路事業(住 吉・万代・園瀬橋線)関連埋 蔵文化財発掘調査業務	埋蔵文化財発掘業務	1	R7.4.1	R8.3.31	15,500	15,500	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。
8	①委託	令和7年度県立中央病院 南館(ER棟)増築工事整備 に関する埋蔵文化財整理 業務	埋蔵文化財整理業務	1	R7.9.30	R8.3.31	14,600	14,600	第2号(競争に不 向き)	徳島県及び国が実施する公共工事に伴 う埋蔵文化財調査業務を委託できる機 関が他にないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 文化振興課文化資源活用室

団 体 名: (公財)徳島県埋蔵文化財センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	令和7年度収蔵庫等管理 業務	収蔵庫等管理業務	1	R7.4.1	R8.3.31	3,900	3,900	第2号(競争に不 向き)	県内の発掘調査に関わり、出土遺物の 状況や特性を正しく理解し、保存につい ても適切に業務を遂行できる専門性を 持った県内唯一の団体であるため。
10	①委託	レキシルとくしま30周年記 念事業「30周年記念特別展 示・講演会」実施業務	特別展示・講演会実施業務	1	R7.6.20	R8.3.31	1,210	1,210	第2号(競争に不 向き)	県内の遺跡や発掘調査の状況及び歴史 的環境等の特性を正しく理解し、適切に 業務を遂行できる専門性を持った県内唯 一の業者であるため。
11	①委託	温故知新!「いにしえ」を訪 ねて「ミライ」を創るプロジェ クト事業 埋蔵文化財速報 展「発掘とくしま」実施業務	埋蔵文化財速報展実施業務	1	R7.4.1	R8.3.31	749	749	第2号(競争に不 向き)	県内の遺跡や発掘調査の状況及び歴史 的環境等の特性を正しく理解し、適切に 業務を遂行できる専門性を持った県内唯 一の業者であるため。
12	①委託	令和7年度遺物保存処理 等業務	遺物保存処理等業務	1	R7.4.1	R8.3.31	174	174	第2号(競争に不 向き)	県内の発掘調査に関わり、出土遺物の 状況や特性を正しく理解し、保存につい ても適切に業務を遂行できる専門性を 持った県内唯一の団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 多文化共生・人権課

団 体 名: (公財)徳島県国際交流協会

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和7年度 外国人にやさしい徳島づく り推進事業	国際理解支援講師の派遣や国 際理解フォーラムの開催、専門 ボランティアの養成、防災啓発 等に係る業務	1	R7.4.1	R8.3.31	12,806	12,806	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損に より設立された公益財団法人であり、国際交 流に関する県及び関係機関から委託された 事業を実施しており、豊富な経験と専門的知 識及びノウハウを有している。また当該業務 の成果を実効あるものにするためには、常に 県と緊密な連絡体制が整っていることが必要 であるため。
2	①委託	令和7年度 地域で学ぶ！日本語教育 推進事業	日本語教室の開催、日本語指 導ボランティア養成講座等の外 国人の日本語教育の推進に係 る業務	1	R7.4.1	R8.3.31	7,986	7,986	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損に より設立された公益財団法人であり、国際交 流に関する県及び関係機関から委託された 事業を実施しており、豊富な経験と専門的知 識及びノウハウを有している。また当該業務 の成果を実効あるものにするためには、常に 県と緊密な連絡体制が整っていることが必要 であるため。
3	①委託	旅券作成業務	旅券業務に係る申請相談、申 請・交付窓口業務、旅券作成業 務及びそれに付随する業務	1	R7.4.1	R8.3.31	23,265	23,265	第2号(競争に不 向き)	本業務は都道府県知事が外務大臣から法定 受託業務として受託しているものであり、個人 情報を扱う業務であることから、本来は県職 員を配置することになっている。旅券法の趣 旨を尊重し、責任ある発給体制を確保する観 点から、当該業務はその性質、目的が競争入 札に適さない。そして、当協会は旅券法、戸籍 法等の関係法令に精通し、旅券作成機器操 作等業務遂行についての技術、経験を有した 人材を擁しているため。
4	①委託	令和7年度 とくしま国際戦略センター推 進事業	多言語相談窓口運営及びとく しま国際戦略センターホームペ ージによる多言語情報提供を行う 業務	1	R7.4.1	R8.3.31	20,911	20,911	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損に より設立された公益財団法人であり、国際交 流に関する県及び関係機関から委託された 事業を実施しており、豊富な経験と専門的知 識及びノウハウを有している。また当該業務 の成果を実効あるものにするためには、常に 県と緊密な連絡体制が整っていることが必要 であるため。
5	①委託	令和7年度 外国青年招致事業徳島オ リエンテーション業務	オリエンテーションに係る資料・ 教材の企画及び作成、その他こ れに付随する業務	1	R7.4.1	R7.10.10	1,058	1,058	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損に より設立された公益財団法人であり、国際交 流に関する県及び関係機関から委託された 事業を実施しており、豊富な経験と専門的知 識及びノウハウを有している。また当該業務 の成果を実効あるものにするためには、常に 県と緊密な連絡体制が整っていることが必要 であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 多文化共生・人権課

団 体 名: (公財)徳島県国際交流協会

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
6	①委託	令和7年度 地域とつなぐ！在住外国人 支援事業	市町村や地域交流団体と連携 し、地域における多文化共生を 推進するため、外国人の地域活 動への参加促進やネットワーク 形成を行う業務	1	R7.4.1	R8.3.31	6,122	6,122	第2号(競争に不 向き)	当協会は徳島県ほか県内市町村等の出損に より設立された公益財団法人であり、国際交 流に関する県及び関係機関から委託された 事業を実施しており、豊富な経験と専門的知 識及びノウハウを有している。また当該業務 の成果を実効あるものにするためには、常に 県と緊密な連絡体制が整っていることが必要 であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 交通政策課

団 体 名: 阿佐海岸鉄道株

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	DMVを活用した地域活性化事業委託業務仕様書	県南地域において、世界で唯一営業運行を行うDMVの強みを最大限発揮して、阿佐東線の利用を促進することはもとより、国内外からの誘客を図り、阿佐東地域をはじめとした県南地域の活性化に取り組む。	1	R7.6.9	R8.3.25	2,500	2,500	第2号(競争に不向き)	本業務の実施に当たり、DMV車両本体や関連施設を通常の営業運行に支障がない範囲で利活用する必要があり、DMVを運行管理する阿佐海岸鉄道の主体的な参加が不可欠である。さらに、DMV車両本体については、車両の安全管理・運行管理上、第三者への貸出しが不可能となっており、契約の性質または目的が競争入札に適さないため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	徳島県地域生活定着促進事業	高齢又は障がいにより、福祉的な支援を必要とする矯正施設退所予定者等に対して、矯正施設や保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を実施する。	1	R7.4.1	R8.3.31	26,614	26,614	第2号(競争に不向き)	本事業は、高齢又は障がいにより福祉的な支援を必要とする矯正施設退所者等に対し、保護観察所等と連携し、矯正施設入所中から退所後まで一貫した相談支援を行うものであることから、切れ目のない継続的な支援が必要であり、また、支援の上では特別調整者との信頼関係が重要であるため。
2	①委託	再犯防止相談窓口設置事業	罪を犯した方やその家族等から、抱える悩みや課題等の一時的な相談に応じ、各関係支援機関への連絡調整や紹介により、適切な支援へと繋げる。	1	R7.4.1	R8.3.31	974	974	第2号(競争に不向き)	矯正施設出所者等に対する相談対応や支援を行うには、矯正施設出所者等の心身の状況や置かれた環境に関する理解と配慮、また、各種の支援制度等の専門知識を有する必要がある。 徳島県社会福祉事業団については、平成23年度から高齢又は障がいのある矯正施設出所者の支援業務(地域生活定着促進事業)を実施しており、検察庁や保護観察所等の専門機関からも情報提供を受けるなど、連携も取れているため、事業を円滑に実施することができる実績を持っている。 以上のことから、本業務を委託できるのは、矯正施設出所者等と密接な関わりを持ち、矯正施設出所等支援及び再犯防止関係における法律等の専門分野に精通している当該法人のみである。
3	①委託	点字広報等発行事業	県政だより「OUR徳島」等県広報の録音版、点字版の発行	1	R7.4.1	R8.3.31	3,087	3,087	第2号(競争に不向き)	本事業は障がいの者の社会参加を促進することを目的としており、視覚障がい者に対する知識と理解を要し、また視覚障がい者関係施設等との連絡調整の必要性が高いことから、視覚障がい者情報提供施設を運営している同団体に委託することが最も効果的であると認められ、競争入札には適さない。
4	①委託	点訳・音訳奉仕員スキルアップ事業	点訳・音訳奉仕員養成事業において養成、登録された奉仕員に対し、視覚障がい者のより一層のコミュニケーションを確保するため、講習会等を開催する。	1	R7.4.1	R8.3.31	200	200	第2号(競争に不向き)	本事業は障がいの者の福祉の増進を図るため、点訳・音訳奉仕員に対し、視覚障がい者のより一層のコミュニケーションを確保することを目的としている。同団体は、視覚障がい者に対する知識と理解を要し、県受託事業として点訳・音訳奉仕員を養成していることなどから、同団体に本事業を委託することが最も効果的であると認められ、競争入札には適さない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	手話通訳等意思疎通支援 促進事業	・手話通訳者設置事業 ・手話通訳者登録試験実施事業 ・自立と社会参加のまちづくり事業 ・要約筆記者養成事業 ・要約筆記者登録試験実施事業 ・要約筆記者スキルアップ事業 ・手話通訳者全国統一試験対策講座 ・手話通訳者養成研修事業	1	R7.4.1	R8.3.31	20,678	20,678	第2号(競争に不向き)	本事業は、聴覚障がい者のコミュニケーション支援を目的としており、聴覚障がい者に対する知識と理解を要し、また聴覚当事者団体及び手話通訳・要約筆記活動団体等との連絡調整の必要性が高いことから、本県の視聴覚障がい者情報提供施設を管理運営している同団体に委託することが最も効果的であると認められるため、競争入札には適さない。
6	①委託	専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業	専門性の高い手話通訳者及び要約筆記者の派遣・調整を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	1,990	1,990	第2号(競争に不向き)	本事業は、聴覚障がい者の意思疎通支援を目的としており、聴覚障がい者に対する知識と理解を要し、また聴覚障がい者当事者団体及び手話通訳・要約筆記活動団体及び市町村等との連絡調整が必要である。専門知識かつ豊富な経験を有し、本県の視聴覚障がい者情報提供施設を管理運営している同団体に委託することが最も効果的であると認められるため、競争入札には適さない。
7	①委託	「とくしま県議会だより」録音版及び点字版の発行事業	「とくしま県議会だより」録音版及び点字版の発行	1	R7.4.10	R8.3.31	1,378	1,378	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは、県内唯一の視聴覚障がい者情報提供施設であり、音訳奉仕員及び点訳奉仕員の養成を行うなど音訳及び点訳に対する優れたノウハウと、国際規格に適合したデジタル録音機器を有しており、当該センターの管理運営を行う社会福祉事業団に委託することが妥当であると考えられるため。
8	①委託	視覚障がい者等読書環境整備事業	専門書等幅広いニーズに応えるため、専門点訳講習会を開催するなど、視覚障がい者の読書環境を整備する。	1	R7.4.1	R8.3.31	2,400	2,400	第2号(競争に不向き)	本事業は障がい者の社会参加を促進することを目的としており、視覚障がい者に対する知識と理解を要し、また視覚障がい者団体等との連絡調整が必要である。専門知識かつ豊富な経験を有し、本県の視聴覚障がい者情報提供施設を管理運営管理運営している同団体に委託することが最も効果的であると認められるため、競争入札には適さない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	読書バリアフリー推進事業	・公立図書館等職員研修事業 ・読書支援機器及びバリアフリー図書 セットの整備・貸出事業 ・高等学校等における音訳・点訳 図書の製作人材育成事業	1	R7.4.1	R8.3.31	1,450	1,450	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、当該事業の企画運営に対する優れたノウハウを有していることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが妥当であると考えられるため。
10	①委託	障がい者ICT技術活用事業	障がい者等の情報通信技術(ICT)の利用機会の拡大や活用能力の向上を図り、情報へのアクセスを円滑に行えるように支援する。 (ICT機器の紹介や貸出、ICTサポートセンターの設置、ICTサポーターの養成・派遣等)	1	R7.4.1	R8.3.31	11,500	11,500	第2号(競争に不向き)	本事業は障がい者等の情報アクセシビリティの向上を目的としており、障がい者に対する知識と理解を要し、また障がい者当事者団体との連絡調整の必要性が高いことから、本県の視聴覚障がい者情報提供施設を管理運営している同団体に委託することが最も効果であると認められ、競争入札には適さない。
11	①委託	意思疎通支援派遣コーディネーター研修事業	聴覚障がい者の特性に配慮した意思疎通支援者の派遣を、より適正にコーディネートするため、専門性及びスキルの高いコーディネーターの養成を図る。	1	R7.11.26	R8.3.31	200	200	第2号(競争に不向き)	本事業は聴覚障がい者の円滑なコミュニケーション支援を目的としており、聴覚障がい者に対する知識と理解を要し、また聴覚障がい者当事者団体及び手話通訳・要約筆記活動団体及び市町村等との連絡調整の必要性が高いことから、本県の視聴覚障がい者情報提供施設を管理運営している同団体に委託することが最も効果であると認められるため、競争入札には適さない。
12	①委託	知事記者会見等における手話通訳事業	知事記者会見等での内容について聴覚に障がいのある者に手話通訳を通じて情報を伝えるため、手話通訳士等を派遣し、発言者の発言内容について、手話の同時通訳を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	469	469	第2号(競争に不向き)	視聴覚障がい者支援センターは身体障害者福祉法第34条に定める視聴覚障害者情報提供施設として県内唯一であり、県内の中途失聴・難聴者当事者団体等との連絡調整を円滑に行うとともに徳島県から登録を受けた手話通訳者を把握し、県内で行われる講演、講義、研修等において、意思疎通支援者の派遣を一手に行っていることから、当該センターの運営管理を行う社会福祉事業団に委託することが最も適切であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
13	①委託	障がい者社会参加促進事業	・心の輪を広げる体験作文及び 障害者週間のポスター募集事業 ・心の輪を広げる体験作文等に 係る表彰等実施事業 ・自立と参加のまちづくり事業 ・徳島県障がい者福祉バス運行 事業	1	R7.4.1	R8.3.31	14,294	14,294	第2号(競争に不 向き)	本事業は障がい者の社会参加を促進することを目的としており、障がい者に対する知識と理解を要し、また、障がい者関係施設等、各障がい者当事者団体等との緊密な連絡調整が必要であることから、専門知識かつ豊富な経験を有した同団体に委託することが最も効果的であると認められ、競争入札には適さない。
14	①委託	とくしま共生アートプロジェクト推進事業	障がい者芸術・文化活動支援センターの運営事業及び全国障害者芸術・文化祭サテライト事業	1	R7.4.1	R8.3.31	17,500	17,500	第2号(競争に不 向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門知識かつ豊富な経験を有しており、各障がい者団体等との緊密な連携調整を円滑に行い、最も効果的な事業の運営ができるため。
15	①委託	パラスポーツ交流支援事業	・パラスポーツ交流支援事業 ・とくしまパラスポーツイベント開催事業 ・とくしまパラスポーツ人材バンク運営事業 ・パラスポーツ指導員設置事業 ・ノーマビック・スポーツ大会開催事業	1	R7.4.1	R8.3.26	15,579	15,579	第2号(競争に不 向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門的知識かつ豊富な経験を有していること。 また、競技団体等とのネットワークを活かした効率的・効果的な事業を展開することが可能であること。以上のことから、全県的なパラスポーツ振興を目的とした本事業を実施できる唯一の団体であるため。
16	①委託	全国障害者スポーツ大会派遣事業	全国障害者スポーツ大会に徳島県選手団を派遣することにより、パラスポーツの振興を図る。	1	R7.4.1	R7.12.26	13,555	13,555	第2号(競争に不 向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門的知識かつ豊富な経験を有していること。 また、競技団体等とのネットワークを活かし、徳島県選手団内での連絡調整等の派遣業務が可能であること。以上のことから、全県的なパラスポーツ振興を目的とした本事業を実施できる唯一の団体であるため。
17	①委託	パラスポーツ推進プロジェクト	・パラスポーツ指導者派遣事業 ・アスリートによる地域スポーツ機会づくり事業 ・デフ・パラ卓球一体化事業	1	R7.5.16	R8.2.28	1,140	1,140	第2号(競争に不 向き)	障がい者に対する知識と理解、本事業の専門的知識かつ豊富な経験を有していること。 また、競技団体等とのネットワークを活かし、徳島県選手団内での連絡調整等の派遣業務が可能であること。以上のことから、全県的なパラスポーツ振興を目的とした本事業を実施できる唯一の団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 障がい福祉課

団 体 名: 社会福祉法人徳島県社会福祉事業団

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
18	①委 託	障がい者の生涯学習支援 事業	障がい者の生涯学習を支援す るため、徳島県立障がい者交流 プラザ等において、障がいのあ る人の生活や社会参加に役立 つ学習、スポーツ、文化芸術に 関する各種講座を開催する。	1	R7.5.30	R8.3.2	615	615	第2号(競争に不 向き)	本事業は、特別支援学校卒業後の障が い者の生涯にわたる学習を支援し、障が い者の自立と社会参加を促すことを目的 としている。福祉や特別支援教育に関す る専門的な知識と経験を有するととも に、「障がいのある人もない人も暮らしや すい徳島づくりの推進に関する協定」を 締結していることから、当該団体に委 託することが最も適切であるため。
19	①委 託	徳島県立総合福祉センター エレベーター防災機能強化 等に係る工事委託業務	エレベーターの老朽化や災害発 生による安全性の低下を防止す るため、安全機能と耐震機能の 強化に必要な工事を実施する。	1	R7.5.8	R8.3.31	7,142	7,142	第2号(競争に不 向き)	総合福祉センターのエレベーターは、昭 和58年の開所以降、耐震補強工事や建 築基準法改正に伴う既存不適格解消工 事が行われておらず、現在、平成21年の 建築基準法施行令改正に伴う戸開走行 保護装置の設置義務化及び平成26年の 建築基準法施行令改正に伴う新たな耐 震基準に適合していない状態である。 よって、利用者の安全確保のためにも、 早急に既存不適格解消工事を実施する 必要がある。徳島県社会福祉事業団は、 指定管理者として施設全体の管理を行っ ており、過去の施設工事及び修繕の内 容を詳細に把握している。また、工事ス ケジュールの調整及び施設利用者との 連絡調整を円滑に行うことが可能あっ て、早期に工事を施工完了できる唯一の 事業者であると認められるため選定し た。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 経済産業政策課

団 体 名: 公益財団法人とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	中小企業・雇用対策事業資金運用業務	県が行う中小企業・雇用対策事業の推進に必要な資金を確保するため、機構に貸し付けた資金による債券の購入運用等を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	12,977	12,977	第2号(競争に不向き)	①当該公益財団法人は、本県産業振興を担う中核的支援機関であること ②県との協調のもと、しっかりとした資金運用を行える団体であること ③所得税法第11条の規定により公益財団法人が支払を受ける利子等は非課税であり、多額の利子を得ることができること
2	①委託	とくしま経済飛躍ファンド資金運用業務	とくしま経済飛躍ファンド事業の推進に必要な資金を確保するため、機構に貸し付けた資金による債券の購入運用等を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	567	567	第2号(競争に不向き)	当該公益財団法人は、とくしま経済飛躍ファンド事業に関し、運営管理法人に選定され、債権の運用管理及び運用益の執行等を行っており、本業務は当ファンドの運営管理に付随する事業であるため。
3	①委託	次世代“光”創出・応用産業振興支援事業	「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」による徳島大学研究シーズを社会実装させるため、大学と企業のマッチングによる研究開発支援や、計画への参画企業の発掘を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	17,650	17,650	第2号(競争に不向き)	当該公益財団法人は「次世代“光”創出・応用による産業振興・若者雇用創出計画」において、製品開発や社会実装、販路開拓等の事業を総合的に支援することとされており、当団体の持つ中小企業支援に関する十分なノウハウと実績、コーディネーター配置によるLED関連企業への充実した支援体制は、本事業を実施するにあたり適当であるため。
4	①委託	ものづくり企業GX推進事業(関西機械要素技術展への出展支援事業)	機械・金属関連企業と県外メーカーとの取引拡大を目的に、関西圏のメーカー調達・開発担当者等が多数来場する、関西機械要素技術展に出展を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	7,600	7,600	第2号(競争に不向き)	当該公益財団法人は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展実績が豊富であることから、本事業のより効果的な実施が可能であるため。
5	①委託	ものづくり企業GX推進事業(EV・HV・FCV技術展への出展支援事業)	GX関連製品・技術を有する企業が県外メーカー等に向け効果的にアピール及び販路拡大ができるよう、EV・HV・FCV技術展への出展支援を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	6,300	6,300	第2号(競争に不向き)	当該公益財団法人は、新事業創出から販路開拓まで一元的に中小企業支援を行う県内唯一の機関であり、在籍する専門コーディネーターによるきめ細やかな支援等で県内中小企業からの信頼を確保している。また、これまでに県内外の展示会出展実績が豊富であることから、本事業のより効果的な実施が可能であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 経済産業政策課

団 体 名: 公益財団法人とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
6	①委託	徳島県農林漁業者等への サポート活動業務	6次産業化プランナーの派遣等 による農林漁業者等の経営改 善支援。	1	R7.4.15	R8.3.30	5,390	5,390	第2号(競争に不 向き)	当事業においては、支援対象者の経営 改善を目的としており、専門的な支援を 行う上で、入札による所期の効果を得る ことが困難と判断し、公募によるプロポー ザル方式によることとした。 その結果、当該団体のみから提案を受 け、委託先審査委員会による審査の上、 委託先として選定したものである。
7	①委託	あったかビジネス大賞業務	地域密着型あったかビジネス事 業者が参加するビジネスコンペ の募集から審査、表彰、展示会 出展PRまでの運営全般を実 施。	1	R7.6.2	R8.3.31	650	650	第2号(競争に不 向き)	中小企業支援法において中小企業の創 業、経営指導等の中小企業支援事業を 適切かつ確実に実施できる公益法人とし て県内唯一の指定法人になっており、創 業支援や経営指導において十分な実績 とノウハウを持ち合わせている。 さらに、当該業務は県の補助事業として 実施している「創業促進・あったかビジネ ス支援事業」と一体となった事業であるこ とから、当機構は当該業務を委託できる 唯一の団体であるため。
8	①委託	プロフェッショナル人材戦略 拠点事業	プロフェッショナル人材戦略マ ネージャー及びサブマネー ジャー等のスタッフを採用し、プ ロフェッショナル人材戦略拠点を 運営する。 地域の中小企業に「攻めの経 営」のマインドを植え付ける旗振 り役となり、プロフェッショナル人 材に対する地域のニーズを明確 化していくと同時に、多様な施策 と関係者を積極的にコーデ ィネートする。	1	R7.4.1	R8.3.31	30,212	30,212	第2号(競争に不 向き)	当該公益財団法人は、中小企業支援事 業を適切かつ確実に実施できる十分な 実績とノウハウを持ち合わせている。 他府県の同事業の委託状況、また県が 実施の人材確保支援費事業と一体と なった事業であることから、委託できる唯 一の団体であるため。
9	①委託	ものづくり企業DX加速化事 業業務	ものづくり企業等のDX推進を支 援するための「DXワンストップ 窓口」の運営・サポート、DX推 進セミナーの開催、及びDX専 任コーディネーターの配置。	1	R7.4.1	R8.3.31	6,335	6,335	第2号(競争に不 向き)	当該公益財団法人は、県内中小企業に 係る「新事業創出」「経営革新」「技術開 発支援」「販路開拓」を一元的に支援する 県内で唯一の機関であり、アドバイザー やコーディネーター等が多数在籍し「きめ 細かな支援や助言」を実施していること から、県内中小企業者からの高い信頼 性を確保している。さらに、高い公益性を 有する法人であり、本県産業の振興に向 けて、県を補完する大きな役割を担っ ている。そのため、県内ものづくり企業のD Xを推進する当事業を委託するにあた り、最も適切な団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 経済産業政策課

団 体 名: 公益財団法人とくしま産業振興機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR7年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第16条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
10	①委託	生産性向上投資促進事業 費補助金事務局運営事業	県内の中小企業等が行う生産工程やサービス提供方法の改善に必要な設備・システム投資に要する経費の一部を助成する「徳島県生産性向上投資促進事業費補助金」の事務局運営。	1	R6.10.8	R8.3.31	4,569	4,569	第2号(競争に不向き)	・本事業は、DXの推進につながる設備投資等による生産性向上の取組みに対して助成を行うものであるため、「『とくしまDX推進センター』」による支援を受け、DX推進計画を策定して取り組む事業であること」を補助要件としている。 ・また、事業実施期間に縛りがあり、速やかな事業展開を図るとともに、それぞれの企業の経営課題に対応した最適な設備・システムの効果的な導入を実現するため、事業の広報・周知からDX推進計画の策定、補助事業の実施、完了報告までを「とくしまDX推進センター」がハンズオンで支援を行い、着実な進行管理を行う必要がある。 ・このため、県内企業のデジタル化による生産性の向上や業務の効率化・省力化を促進する本県の「DX推進拠点」と位置づけられ、「とくしまDX推進センター」の運営を行うとともに、中小企業者等実施する経営革新、経営基盤の強化を促進し、地域経済の活性化その発展に寄与する様々な取組みを金融、事業助成、経営指導、研究開発などの支援実績を有する公益財団法人とくしま産業振興機構に委託を行う必要があるため。
11	①委託	徳島バッテリーバレイ販路 開拓伴走支援事業	機械・金属関連企業と県外蓄電池関連メーカーとの商取引成立に向けて、新規販路開拓を支援する。	1	R7.5.1	R8.3.31	3,066	3,066	第2号(競争に不向き)	本業務は専門的な知識に加え、ビジネス慣習への深い理解が求められる領域であり、1社単独での対応が難しく、県内企業同士の連携も必要となる。 当該団体は日ごろから県内企業と密接に関わり、それぞれの技術や内部事情まで熟知しており、この役割を担う団体として最適であるため。
12	①委託	地域DX支援事業	次の事業の実施に係る経費 (1)DX推進のためのデジタル技術の普及啓発 (2)デジタル技術の利活用等に対する支援 (3)とくしまDX推進HUB管理運営事業	1	R7.4.1	R8.3.31	22,569	22,569	第2号(競争に不向き)	本事業は、令和6年度まで(旧)公益財団法人e-とくしま推進財団が第2号による随意契約にて実施してきたものであり、合併後は当団体の「とくしまDX推進センター」と一体となり、実施することが効率的である。現在、同財団と合併した公益財団法人とくしま産業振興機構が地域DXを推進する県内唯一の公益法人となっていること、また、合併前の旧財団が長年にわたり「デジタルデバйд対策」に取り組んできた確かな実績を有することから、本委託業務の業務内容の性質及び目的が競争入札に適しないものであるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 産業成長推進課

団 体 名: (株)徳島健康科学総合センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	頑張る中小企業応援体制 構築事業に係る契約	・生成AIやDX推進等をテーマにした新たなビジネス展開の契機となるセミナーの開催 ・県内の起業・創業に関心のある学生と学生起業家とのマッチング(基調講演・情報交換等)の実施 ・常設の「交流サロン」設置・運営	1	R7.4.1	R8.3.31	6,594	6,594	第2号(競争に不向き)	当業務の執行には、県内中小企業の振興及び本県経済飛躍の実現を図るための講座等の開催について、産業界等から必要な人材の参画を募り、かつ、短期間で幅広く意見集約を行うとともに必要な資料の収集・分析等を行うことが不可欠である。 また、スタートアップ企業の交流の場として、常設の「交流の場」を設置することとしており、常に利用者に対する細やかな対応が必要となる。 このため、本県の産業技術の集積促進及び県内産業高度化の中核的施設として位置づけられ、本県産業の現状、課題、経済情勢等について熟知しているとともに、県の施策運営について詳しく、かつ、会議運営及び企業支援に関するノウハウ及び実績を有している株式会社徳島健康科学総合センターに委託を行う必要があるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和7年度森林サイクル確 立促進対策業務	徳島県の地理的条件を克服 し、主伐大径材を安定的に生産 できる体制を確立するため、新 型林業機械の現状を把握し、林 業事業体等への情報共有を図 る。 また、路網的課題によって大 型輸送が困難となっている地域 等の調査を進めると共に、今後 の林業生産活動につながる路 網整備のモデルとなる事例を提 案する。	1	R7.10.1	R8.3.25	2,596	2,596	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内の約 1.3万haの森林を管理し、県内各地で 森林整備事業を展開しており、特に、平 成27年度からは直営の作業班員を組織 し、自らが伐採・再造林事業を実施する とともに、伐採・再造林事業のあっせん 受託を行う県内唯一の森林整備法人で ある。 また、「徳島伐採搬出・再造林ガイドラ イン協議会」の事務局を務めており、県 内の林業就業者を対象に、素材生産に おける伐採・搬出技術に係る研修等を実 施してきた実績もあり、研修に必要な フィールドが豊富で、かつ、伐採・再造林 事業に関する高い専門知識、県内全域 の市町村・森林組合を社員に擁するネッ トワークを有しており、この業務を実施 できるのは、徳島森林づくり推進機構を おいて他にない。
2	①委託	令和7年度林業架線スペ シャリスト育成事業委託業 務	増産対策には主伐の推進が 不可欠であり、架線技術や大径 木の伐採・造材技術など、主伐 に対応できる技術者を育成する ための研修を実施する。	1	R7.8.8	R8.3.25	3,784	3,784	第2号(競争に不 向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内約1.3 万haの森林を管理し、県内各地で森林 整備事業を展開しており、特に、平成27 年度からは直営の作業班員を組織し、自 らが主伐事業を実施するとともに、主伐 事業のあっせん受託を行う森林整備法 人である。 また、平成24年度からは、県内の林業 就業者を対象に、素材生産における伐 採・搬出技術に係る研修を実施してきた ことをはじめ、研修に必要なフィールドが 豊富で、かつ、主伐事業に関する高い専 門知識、県内全域の市町村・森林組合を 社員に擁するネットワークを有し、安全作 業等の事業管理を行うことができ、研修 環境の構築を容易に行うことができるこ とから、本業務を実施できるのは、徳島 森林づくり推進機構をおいて他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
3	①委託	令和7年度獣害対策プロ フェッショナル育成事業	造林地における鳥獣害が深刻な本県において、現況に見合った獣害対策施設の標準図再検討と造林作業者の技術標準化を目的としたガイドラインを作成する。	1	R7.8.18	R8.3.25	2,179	2,179	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、県内全域で植栽を実施する唯一の団体であり、近年は、県内の6割以上の植栽実績があるため、現地検証を実施する現場を多数有する。さらに、同団体は植栽事業を現地条件に合わせて設計し、資材を発注及び外部委託するため、資材メーカーと事業体に関する知見も有しており、県内で最も造林に精通した林業事業体であることから、本業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
4	①委託	令和7年度デジタル森林情報利活用研修業務	林業事業体が、高精度な森林資源情報や地形情報のデジタルデータを有効活用するため、必要な知識や技術の習得に資する研修を実施する。	1	R7.10.7	R8.3.25	1,782	1,782	第2号(競争に不向き)	公益社団法人徳島森林づくり推進機構は、県内の約1.3万haの森林を管理し、県内各地で森林整備事業を展開しており、森林整備事業に精通し、GISを活用した森林管理にも早くから取り組んでおり、デジタルデータの取扱いにも精通している。 また、リモートセンシング技術を活用した補助金申請手法のマニュアル作成と林業事業体に対し、GISを使用した説明会を実施した実績も有しており、県内におけるデジタルデータ活用の先導的な役割を担っており、本業務の目的を達成するために速やかな業務実施を行うことができる団体は公益社団法人徳島森林づくり推進機構において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	令和7年度「とくしま林業アカデミー」オープンキャンパス運営業務	「とくしま林業アカデミー」の理念や研修内容及び徳島県の林業について理解を深めてもらい、より多くの受講者の確保、また林業就業者の増加につなげるため、オープンキャンパスを開催する。	1	R7.6.19	R8.1.30	600	600	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、「とくしま林業アカデミー」の運営を担っており、林業現場で活躍できる即戦力となる人材を育成するために研修業務を実施している。 また、森林経営管理の受託による植林などの森林整備やとくしま絆の森事業による森林の取得・整備を進めており、県下全体をフィールドとして、森林の健全な造成と育成を行う森林整備法人として、市町村、森林組合等から多くの協力が得られる団体であることから、本業務を実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
6	①委託	令和7年度とくしま協働の森づくり事業委託業務	企業等を含めた県民総ぐるみで「とくしま協働の森づくり事業」を推進するため、対象森林の現地調査やCO2吸収量の算定、あわせて企業に対する事業への参画意向調査及び証明書交付等に関する事務を一体的に行う。	1	R7.4.15	R7.3.25	4,081	4,081	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、寄附金を「緑の募金」使途認定募金として受け入れられる県内唯一の森林整備法人であり、かつ寄附金を損金算入することができる特定寄付金を扱う公益法人として認められている。また、森林の造成や健全な育成を行う森林整備事業を実施しており、森林の価格評価を行う森林評価士の資格を持つ職員も在籍し、森林の調査と評価に関する見識が深い。これまで長年にわたり県民参加型の森づくりイベントも実施していることから、本業務を実施しているのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
7	①委託	令和7年度徳島県J-クレジット活用セミナー委託業務	創出されたJ-クレジットの有効活用を図るために行うセミナー開催及び普及資料を作成する。	1	R7.12.25	R8.3.25	581	581	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、公益社団法人として、県内全域を対象とした森林整備や緑化推進活動を行っており、また、長年、とくしま協働の森づくり事業の受託者として、企業・団体等と連携したカーボン・ニュートラルの森づくり活動を実施している。 今後、本県の森林から創出されるJ-クレジットを有効活用するには、企業・団体等の理解を得ることが必須である。 このことから、カーボン・ニュートラルにおける知識を有し、企業・団体等との連携体制を有し、効果的・効率的な事業執行ができる唯一の団体である。
8	①委託	令和7年度森林管理情報収集事業	県有林、県行造林、公団造林地において、定期的な巡視を行うことにより、盗伐・誤伐の予防、境界標識の保全、確実な森林の更新及び火災などの森林災害の早期発見や予防に資する情報収集を行う。	1	R7.8.27	R8.3.13	4,821	4,821	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、これまで県内一円において森林整備事業及び緑化事業を推進してきた実績があり、それに伴って森林管理に関する総合的な情報を収集、保有している。また、分収林を核とした一体的な施策を行ってきた実績がある唯一の団体であることから、本業務が実施できるのは、徳島森林づくり推進機構の他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課

団 体 名: 徳島森林づくり推進機構

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	県営林素材販売	県営林から生産した素材の一部について、調査販売委託により、素材の有利販売を図る。	1	R7.4.11	R8.3.31	2,516	2,516	第2号(競争に不向き)	公益社団法人徳島森林づくり推進機構は、県内全域に分収造林を持つことに加え、広く森林の受託管理等を行っており、そこで生産された木材の直送販売の実績がある。また、令和7年度県営林素材生産事業で素材生産を行う事業地に近い位置に機構が有する木材集積場があり、他の素材流通業者より有利な販売が出来ると考えられる。なお、今回の調査販売委託は、県営林や公社営林に近接する市町村有林等の受託管理を促進し、公的管理の下、計画的な伐採を進めるなど、県産材の増産及び森林の適正な管理に努めることを目的とした『公的管理促進モデル事業』の一環として実施する。 よって、公益社団法人徳島森林づくり推進機構は、直送販売の実績があること、木材集積場の立地から有利な販売が出来ること、公的管理を促進できる県内唯一の団体であると認められることから、本事業が実施できるのは、徳島森林づくり推進機構において他にない。
10	①委託	R7森林「森林の番人」を活用した森林の監視・情報収集業務	「保安林」及び「森林管理重点地域」等における伐採や開発行為、自然災害などについて監視・情報収集をすることにより、森林の適正な管理を推進する。	1	R7.6.30	R8.2.27	3,410	3,410	第2号(競争に不向き)	徳島森林づくり推進機構は、本県森林の適正な管理と利用を推進する「徳島県豊かな森林を守る条例」の実行組織として設立され、県下最大級の林業事業体である。森林・林業に関する豊富な経験や高い技術力を活かし、森林の売買に関する情報収集、管理が行き届かない恐れがある森林の状況把握、各種団体や企業など多様な主体と協働した森林管理の推進など、森林の適切な監視・情報収集を行ってきた実績がある。 以上のことから、「公益社団法人 徳島森林づくり推進機構」のみが本事業を遂行できる県内唯一の団体である。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課木材需要・生産拡大室

団 体 名: (公財)徳島県林業労働力確保支援センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	新たな林業担い手確保事業	県では、これまで数次にわたる林業プロジェクトを展開し、高性能林業機械の導入を進め素材生産量の増大を図るとともに、新規就業者の確保に務めてきた。 しかし、県内林業事業体の実状を見ると、地域の労働者人口は年々減少し、かつ、他業種との人材の奪い合いが展開されている現状があり、新規林業就業者を安定的に確保していくのは、困難な状況である。 そこで、本業務においては、県内はもちろん県外にも目を向け、イベントの開催・参加による新規林業就業者の掘り起こし、受入れ側の林業事業体とのマッチングを図るとともに、林業への就業を広く広報することで、新規林業就業者の確保に資することを目的とする。	1	R7.5.20	R8.3.25	2,970	2,970	第2号(競争に不向き)	本業務は、確保の必要に迫られている新規林業就業者を、県内外から広く募集・確保するための業務である。公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力の育成確保を図ることを目的として設立された公益財団法人で、都道府県で1個に限り指定することができる団体である。 その業務内容は、「就業相談窓口」の設置や「各種研修」の実施であり、多くの実績とノウハウを有し、かつ、ハローワークを除いては、林業関係の業種に係る就業者の募集行為ができる県内唯一の団体である。 よって、本業務を実施できる出来る団体は、当団体において他にない。
2	①委託	フォレストリーダー育成事業	県では、これまで数次にわたる林業プロジェクトを展開し、高性能林業機械の導入を進め素材生産量の増大を図るとともに、新規就業者の確保に務めてきた。 今後、さらに素材生産量を増大させるためには、適正な技術と知識を有し、安全性にも配慮した、効率的な木材生産を行うことができる班長「フォレストリーダー」の育成が必要であることから、就業後5年以上経過した林業従事者を対象とした研修等を実施する。	1	R7.8.8	R8.3.25	3,300	3,300	第2号(競争に不向き)	本業務は、間伐などの作業計画や現場管理、高性能林業機械の安全管理など、現場作業管理に必要な研修を行い、作業班長レベルの熟練した技術管理者を養成し、本県の林業の推進を担う林業従事者を育成する業務である。 公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力の育成確保を図ることを目的として設立された公益財団法人で、都道府県で1個に限り指定することができる団体であるとともに、これまで「就業相談窓口」の設置や「各種研修」の実施など多くの実績があり、この業務実施に必要な知識と人材を有し、経験も豊富な県内唯一の団体である。 また、林業労働者への研修実施については、新規就業者の育成・確保にもつながることから、設立目的と合致している。 よって、本業務を実施できる出来る団体は、当団体において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課木材需要・生産拡大室

団 体 名: (公財)徳島県林業労働力確保支援センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
3	①委託	林業起業支援バックアップ 事業	森林資源が充実し利用期を迎える中、林業の持続性を確保するため、安定的な林業経営を行う事業体を確保・育成することが重要である。 現在、若手後継者による事業体の結成や、植栽等の事業に特化した事業体の立ち上げ、他業種から林業に参入するといった動きもあるが、起業等に当たっては就業規則等法的な整備や必要な手続き、作業員の技術・資格の取得など課題も多い。また、その予定者の多くが専門的な知識が少ないことから、起業や経営体のステップアップを行うに際し、サポートが必要である。 そこで、本業務は、起業や経営に関する研修会や専門家による訪問アドバイスをし、起業に関する支援や経営の安定化を行うことで、将来、起業や「クール林業経営体」(意欲と能力のある林業経営体)へのステップアップが図れるよう育成することを目的とする。	1	R7.8.1	R8.3.24	2,497	2,497	第2号(競争に不向き)	本業務は、起業予定者や起業後間もない林業事業体の起業支援、経営改善に係る業務である。 公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力の育成確保を図ることを目的として設立された公益財団法人で、都道府県で1個に限り指定することができる団体である。 その内容として、法により、「事業主が一体的に行う雇用管理の改善及び事業の合理化並びに新たに林業に就業しようとする者の就業を支援すること」とされており、ハローワークを除いては、林業関係の業種に係る就業者の募集行為ができる県内唯一の団体であり、かつ、多くの実績とノウハウを有する。 また、新規就業者に係る林野庁「緑の雇用」事業を実施している「徳島県森林組合連合会」と、業務及び事務について委託契約を締結しており、林業就業者の情報を熟知している。さらに、特例民法法人として公益財団法人に認定され、公平性を有すると共に県内の林業事業体の経営実態を把握している唯一の団体であり、この業務を実施できるのは徳島県林業労働力確保支援センターにおいて他にない。
4	①委託	森林施業プランナー育成対 策事業	県では、これまで数次にわたる林業プロジェクトを展開し、高性能林業機械の導入を進め素材生産量の増大を図るとともに、新規就業者の確保に務めてきた。 今後、さらに素材生産量を増大させるためには、林業現場で活躍する担い手を養成するとともに、森林整備や路網整備を企画・提案できる「森林施業プランナー」の育成が急務である。 本業務では、県内の林業事業体から職員を集め、森林施業プランナーに必要な知識と技術を習得させる研修を実施する。	1	R7.9.1	R8.3.25	1,848	1,848	第2号(競争に不向き)	本業務は、森林施業プランナーに必要な知識と技術を習得させる研修を実施する業務である。 公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力の育成確保を図ることを目的として設立された公益財団法人で、都道府県で1個に限り指定することができる団体である。 その業務内容は、「就業相談窓口」の設置や「各種研修」の実施のほか、平成26年度から森林施業プランナー研修を実施している実績があり、この業務実施に必要な知識と人材を有し、経験も豊富な県内唯一の団体である。 よって、本業務を実施できる出来る団体は、当団体において他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 林業振興課木材需要・生産拡大室

団 体 名: (公財)徳島県林業労働力確保支援センター

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	フォレストワーカー定着支援事業	成熟した森林資源を背景として、木材生産の増大が望まれており、旺盛な木材需要に応えるためにも、林業従事者の育成及び技術力の向上に加え、その受け皿となる新たな林業事業体の育成・確保が重要である。 そこで、林業従事者が抱える課題やニーズを把握し、林業従事者(フォレストワーカー)の定着向上に向けた職場環境の実現を図るため、働きやすい職場づくりに向けたアンケート調査やストレスチェック、外部相談員による面談を実施するほか、施業の質の向上や労働安全の確保等への促進を図るため、林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等を行う。	1	R7.9.1	R8.3.25	1,447	1,447	第2号(競争に不向き)	本業務は、林業従事者(フォレストワーカー)等へのアンケート調査やストレスチェック、外部相談員による面談等の実施や、林業の作業現場における技能者の在籍状況の把握等を実施し、林業従事者の定着促進を図るための業務である。 公益財団法人徳島県林業労働力確保支援センターは、「林業労働力の確保の促進に関する法律」に基づき、林業労働力の育成確保を図ることを目的として設立された公益財団法人で、都道府県で1個に限り指定することができる団体である。 その業務内容は、「就業相談窓口」の設置や「各種研修」の実施であり、多くの実績とノウハウを有し、かつ、ハローワークを除いては、林業関係の業種に係る就業者の募集行為ができる県内唯一の団体である。 よって、本業務を実施できる出来る団体は、当団体をおいて他にない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 水産振興課

団 体 名: (公財)徳島県漁業振興基金

(金額単位:千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	令和7年度水産種苗生産 業務	クルマエビ・アワビ・トコブシ・ア ユ等の水産種苗の生産	1	R7.4.1	R8.3.31	164,861	164,861	第2号(競争に不 向き)	徳島県産の親魚を必要量確保し、健全 な種苗を生産できる能力を有するのは当 団体のみである。また、同団体は昭和55 年度以降、本業務を受託し、良好に業務 を完了した実績を有する。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	土木建設工事に係る業務 指導等業務	・建設事業に係る測量、調査、 設計及び積算業務 ・建設事業に関する監督補及び 検査補助業務 ・公共施設等の管理運営及び整 備業務	1	R7.4.1	R8.3.31	28,894	28,894	第2号(競争に不 向き)	設計・積算業務、監督補助等の指導に 関する業務委託であり、業務の性質上、 各種関係制度や基準等に精通し、専門 的知識や豊富な経験が必要であり、ま た、関係業者と利害関係がなく、現場に おける公平・公正かつ適正な判断が求め られることから競争入札に馴染まない。 近年、多発する自然災害への対応や、 老朽化する公共施設の適正管理が求め られる中で、技術職員の不足が深刻化 する県及び県内市町村の現状において は、効率的・効果的な発注者業務に精通 した者、また、技術面のみならず建設業 を取り巻く関係法令・関係制度など業務 全般に精通した者でなければ業務受託が 困難な業務であり、当団体以外に受託で きる団体はない。
2	①委託	技術人材クラスター事業に 係る支援等委託業務	・公共事業の振興を目的とした 技術力向上の支援業務 ・技術者及び技術情報の収集及 び管理業務 ・県、市町村、民間企業、大学 等の技術支援ニーズの把握及 び技術者の斡旋業務	1	R7.4.1	R8.3.31	4,204	4,204	第2号(競争に不 向き)	技術者人材クラスター事業の支援委託で あり、業務の性質上、各種関係制度や基 準等に精通し、専門的知識や豊富な経 験が必要である。また、関係業者と利害 関係がなく、現場における公平・公正か つ適性な判断が求められることから競争 入札に馴染まない。 また、県行政へのニーズが多様化・複 雑化する中、県と関係団体との緊密な連 携のもと、効率的・効果的に農林水産行 政を推進していく必要があり、本業務は、 公共事業全般及び技術面のみならず、 公共事業を取り巻く関係法令・関係制度 など業務全般に精通した者でなければ 実行不可能な業務であり、他に替わり得 る団体はない。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
3	①委託	R7徳土 神山鮎喰線他 神・鬼籠野日浦他 監督補 助等業務	工事等に係る調査測量及び設 計積算業務、施工管理業務等1 式	1	R7.4.1	R8.3.31	18,095	18,095	第2号(競争に不 向き)	設計・積算業務、監督補助等の指導に 関する業務委託であり、業務の性質上、 各種関係制度や基準等に精通し、専門 的知識や豊富な経験が必要であり、ま た、関係業者と利害関係がなく、現場に おける公平・公正かつ適正な判断が求め られることから競争入札に馴染まない。 近年、多発する自然災害への対応や、 老朽化する公共施設の適正管理が求め られる中で、技術職員の不足が深刻化 する県及び県内市町村の現状において は、効率的・効果的な発注者業務に精通 した者、また、技術面のみならず建設業 を取り巻く関係法令・関係制度など業務 全般に精通した者でなければ業務受託が 困難な業務であり、当団体以外に受託で きる団体はない。
4	①委託	令和7年度1級土木施工管 理技術検定試験受験準備 講習会開催支援業務	土木工事における最高レベルの 技術者として、良質な社会資本 整備に重要な役割を果たす1級 土木施工管理技士を養成する ため、受験準備講習会を開催す る。	1	R7.4.10	R8.3.19	1,683	1,683	第2号(競争に不 向き)	本業務は、建設業の担い手不足の解 消と建設業者の技術力向上を図るため、 建設業法第27条に基づく国家資格であ る1級土木施工管理技士の技術検定試 験の受験準備に係る講習会開催を支援 する業務である。 効果的・効率的な講習会とするため、 専門分野に熟練し、質の高い講義を提 供可能な講師を手配するなど、土木工事 の実務経験と極めて高い専門知識を必 要とする業務である。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県内唯一の、県市町村が公共事 業を円滑に執行できるよう補完、支援す ることを目的に設立された公益法人であ る。 当該法人は、建設行政の多様化する 需要に迅速かつ的確に応えるため、県 や市町村と連携のもと「公共工事の品質 確保のための技術支援・人材育成」等の 事業を展開しており、その職員は建設現 場における豊富な実務経験と極めて高 い専門知識を有しているため、当該法人 と随意契約を行った。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
5	①委託	R7波土 国道193号他 海・小川他 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.4.18	R8.3.10	3,410	3,410	第2号(競争に不 向き)	本業務は、設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行うものである。
6	①委託	R7吉土 国道193号他 吉・美郷照尾他 設計積算 等支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.4.25	R8.3.25	2,860	2,860	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行った。
7	①委託	R7那土 徳島上那賀線他 那賀・寺内他 設計積算等 支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.4.30	R7.10.7	4,491	4,491	第2号(競争に不 向き)	本業務は、設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
8	①委託	R7徳土 板野川島線他 板・下庄他 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.5.20	R7.11.30	4,730	4,730	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行った。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
9	①委託	R7徳土 新浜勝浦線他 勝・三湊他 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.5.20	R7.11.30	3,190	3,190	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県及び市町村等が施行する事 業に係る測量、調査、設計、積算、技術 審査、監督、検査等への補助又は支援 する機関として設立されており、十分な 実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行った。
10	①委託	建設産業の人材育成に資 するインターンシップに係る 技術支援業務	建設産業のインターンシップの 現状について、インターンシップ 生へのアンケートにより実態を 把握・分析し、その結果を関係 機関と共有することで、建設産 業の人材確保につなげることを 目的とする。	1	R7.7.1	R7.11.30	1,594	1,594	第2号(競争に不 向き)	公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県市町村が公共事業を円滑に執行 できるよう補完、支援することを目的に設 立された県内唯一の公益法人である。当 該法人は、建設行政の多様化する需要 に迅速かつ的確に応えるため、県や市 町村と連携のもと「公共工事の品 質確 保のための技術支援・人材育成」等の事 業を展開しており、その職員は建設産業 に係る人材育成について豊富な実務経 験と極めて高い専門知識を有している。 本業務は、「建設産業インターンシップ支 援事業」の支援委託であり、業務の性質 上、各種関係制度に精通し、専門的知識 や豊富な経験が必要であり、また、関係 業者と利害関係がなく、事業遂行におい て公平・公正かつ適性な判断が求められ ることから、当該法人と随意契約を行っ た。
11	①委託	R7阿土 富岡港(淡島地 区)他 阿南・畛他 設計積 算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.7.11	R7.10.29	7,700	7,700	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県及び市町村等が施行する事 業に係る測量、調査、設計、積算、技術 審査、監督、検査等への補助又は支援 する機関として設立されており、十分な 実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行おうとする ものである。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
12	①委託	R7那土 国道195号他 那賀・長安他 橋梁点検業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.16	R8.3.25	17,807	17,807	第2号(競争に不向き)	本業務は、県管理道路における橋梁定期点検について、徳島県橋梁等長寿命化協議会規約第9条及び10条に基づき、積算や業者選定、監督等の事務を委託するものである。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、徳島県橋梁等長寿命化協議会の会員であり、同協議会規約第9条において橋梁点検等業務を担うことと位置づけられている。 また、県及び市町村等が施行する事業にかかる測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援するために設立され、本業務を実施できる唯一の機関であり、これまでに十分な支援実績と公益性を有していることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行うとするものである。
13	①委託	R7波土 由岐大西線他 美波・由岐他 橋梁定期点検業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.25	R8.3.25	9,093	9,093	第2号(競争に不向き)	本業務は、県管理道路における橋梁等の点検及び健全性の診断等について、その執行及び管理等を包括的に実施するものである。徳島県橋梁等長寿命化協議会総会において本業務の実施が承認されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行う。
14	①委託	R7波土 中部山溪轟公園線他 海・小川他 橋梁定期点検業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.25	R8.3.25	17,468	17,468	第2号(競争に不向き)	本業務は、県管理道路における橋梁等の点検及び健全性の診断等について、その執行及び管理等を包括的に実施するものである。徳島県橋梁等長寿命化協議会総会において本業務の実施が承認されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行う。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
15	①委託	R7那土 国道195号他 那賀・木頭北川他 橋梁点検業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.30	R8.3.25	17,754	17,754	第2号(競争に不向き)	本業務は、県管理道路における橋梁定期点検について、徳島県橋梁等長寿命化協議会規約第9条及び10条に基づき、積算や業者選定、監督等の事務を委託するものである。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、徳島県橋梁等長寿命化協議会の会員であり、同協議会規約第9条において橋梁点検等業務を担うことと位置づけられている。 また、県及び市町村等が施行する事業にかかる測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援するために設立され、本業務を実施できる唯一の機関であり、これまでに十分な支援実績と公益性を有していることから、公益財団法人徳島県建設技術センターと随意契約を行うとするものである。
16	①委託	R7徳土 徳島引田線他 板・川端他 橋梁定期点検等包括委託業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.31	R8.3.10	15,736	15,736	第2号(競争に不向き)	公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、徳島県土整備事務所と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。
17	①委託	R7徳土 徳島鳴門線他 鳴・大麻東馬詰他 橋梁定期点検等包括委託業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.31	R8.3.10	15,150	15,150	第2号(競争に不向き)	公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、徳島県土整備事務所と公益財団法人徳島県建設技術センターは「道路構造物の点検等業務の支援に関する協定書」を令和5年2月に締結しており、協定書第6条に基づき、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
18	①委託	R7阿土 阿南鷲敷日和佐 線他 阿南・十八女他 橋 梁定期点検等包括委託業 務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.31	R8.3.25	9,349	9,349	第2号(競争に不 向き)	本業務は、県管理道路における橋梁等 の点検及び健全性の診断等について、 その執行及び管理等を包括的に実施す るものである。 令和7年6月の徳島県橋梁等長寿命化 協議会総会において本業務の実施が承 認されたことから、協議会規約第9条及 び第10条に基づき、公益財団法人徳島 県建設技術センターと随意契約を行う。
19	①委託	R7阿土 国道195号他 阿 南・橋他 橋梁定期点検等 包括委託業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.31	R8.3.25	6,772	6,772	第2号(競争に不 向き)	本業務は、県管理道路における橋梁等 の点検及び健全性の診断等について、 その執行及び管理等を包括的に実施す るものである。 令和7年6月の徳島県橋梁等長寿命化 協議会総会において本業務の実施が承 認されたことから、協議会規約第9条及 び第10条に基づき、公益財団法人徳島 県建設技術センターと随意契約を行う。
20	①委託	R7阿土 大林津乃峰線他 阿南・羽ノ浦他 橋梁定期 点検等包括委託業務	橋梁定期点検業務	1	R7.7.31	R8.3.25	15,712	15,712	第2号(競争に不 向き)	本業務は、県管理道路における橋梁等 の点検及び健全性の診断等について、 その執行及び管理等を包括的に実施す るものである。 令和7年6月の徳島県橋梁等長寿命化 協議会総会において本業務の実施が承 認されたことから、協議会規約第9条及 び第10条に基づき、公益財団法人徳島 県建設技術センターと随意契約を行う。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
21	①委託	土木職員研修動画作成業務(令和7年度)	徳島県土木職員の技術力の向上を目的とした研修動画の企画・構成・作成を行う。	1	R7.8.4	R8.3.10	1,683	1,683	第2号(競争に不向き)	本業務は、徳島県土木技術職員の技術力の向上を目的に行う研修の動画制作を行うものである。 業務内容は、土木技術職員育成のための動画であるため、土木の実務経験と極めて高い専門知識を必要とするものである。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県内唯一の、県市町村が公共事業を円滑に執行できるよう補完、支援することを目的に設立された公益法人である。 当該法人は、建設行政の多様化する需要に迅速かつ的確に応えるため、県や市町村と連携のもと「公共工事の品質確保のための技術支援・人材育成」等の事業を展開しており、その職員は建設現場における豊富な実務経験と極めて高い専門知識を有していることから、当該法人と随意契約を行った。
22	①委託	R7那土 国道195号他 那賀・中山他 設計積算等支援業務	改修工事に係る設計積算等支援業務	1	R7.12.4	R8.3.25	4,290	4,290	第2号(競争に不向き)	本業務は、設計積算を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術センターは、県及び市町村等が施行する事業に係る測量、調査、設計、積算、技術審査、監督、検査等への補助又は支援する機関として設立されており、十分な実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、同一条件で積算ができる唯一の団体であることから、公益財団法人徳島県建設技術センターに随意契約を行おうとするものである。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 県土整備政策課

団 体 名: (公財)徳島県建設技術センター

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
23	①委託	R7馬土 多和脇線他 美・ 脇東俣名他 設計積算等 支援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.10.14	R8.2.1	1,100	1,100	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事にかかる設計積算 を委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県及び市町村等が施行する事 業に係る測量、調査、設計、積算、技術 審査、監督、検査等への補助又は支援 する機関として設立されており、十分な 実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行おうとする ものである。
24	①委託	R7阿土 富岡港他 阿南・ 豊益他 設計積算等支援 業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.11.11	R8.3.25	8,030	8,030	第2号(競争に不 向き)	本業務は、土木工事に係る設計積算を 委託する業務である。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県及び市町村等が施行する事 業に係る測量、調査、設計、積算、技術 審査、監督、検査等への補助又は支援 する機関として設立されており、十分な 実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 同一条件で積算ができる唯一の団体で あることから、公益財団法人徳島県建設 技術センターに随意契約を行おうとする ものである。
25	①委託	R7徳土 国道193号他 神・上分他 設計積算等支 援業務	改修工事に係る設計積算等支 援業務	1	R7.12.16	R8.3.25	4,620	4,620	第2号(競争に不 向き)	本業務は、設計積算を委託する業務で ある。 公益財団法人徳島県建設技術セン ターは、県及び市町村等が施行する事 業に係る測量、調査、設計、積算、技術 審査、監督、検査等への補助又は支援 する機関として設立されており、十分な 実績及び公益性を有している。 また、県と同じ積算システムを導入し、 県土木工事の積算ができる唯一の団体 であることから、公益財団法人徳島県建 設技術センターに随意契約を行うもので ある。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 用地対策課

団 体 名: 徳島県土地開発公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	地域高規格道路用地取得 事務委託	阿南安芸自動車道(桑野道路・ 福井道路)用地取得		R7.5.7	R8.3.31	1,400	1,400	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立 された土地開発公社の他にはなく(同法 第10条、第17条)、また、当該業務の遂 行には損失補償基準や用地交渉、契約 業務等に精通している必要があり、当該 団体はそのための人材を有した団体で あるため。
2	①委託	地域高規格道路用地取得 事務委託	阿南安芸自動車道(海部野根 道路)用地取得		R7.5.9	R8.3.31	7,700	7,700	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立 された土地開発公社の他にはなく(同法 第10条、第17条)、また、当該業務の遂 行には損失補償基準や用地交渉、契約 業務等に精通している必要があり、当該 団体はそのための人材を有した団体で あるため。
3	①委託	一般国道用地取得事務委 託	一般国道55号(牟岐バイパス) における用地取得事務の委託		R7.5.14	R8.3.31	2,847	2,847	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立 された土地開発公社の他にはなく(同法 第10条、第17条)、また、当該業務の遂 行には損失補償基準や用地交渉、契約 業務等に精通している必要があり、当該 団体はそのための人材を有した団体で あるため。
4	①委託	直轄河川改修用地取得事 務委託	旧吉野川改修事業(中喜来箇 所及び広島箇所)における用地 取得事務の委託		R7.4.25	R8.3.31	9,390	9,390	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立 された土地開発公社の他にはなく(同法 第10条、第17条)、また、当該業務の遂 行には損失補償基準や用地交渉、契約 業務等に精通している必要があり、当該 団体はそのための人材を有した団体で あるため。
5	①委託	直轄河川改修用地取得事 務委託	旧吉野川自然再生事業(津慈 地区)における用地取得事務の 委託		R7.4.25	R8.3.31	4,480	4,480	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立 された土地開発公社の他にはなく(同法 第10条、第17条)、また、当該業務の遂 行には損失補償基準や用地交渉、契約 業務等に精通している必要があり、当該 団体はそのための人材を有した団体で あるため。
6	①委託	用地事務委託	公共事業に係る用地取得業務 の実施及び用地取得体制の整 備促進		R7.4.1	R8.3.31	10,609	10,609	第2号(競争に不 向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の 拡大の推進に関する法律に基づき設立 された土地開発公社の他にはない(同法 第10条、第17条)ため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 用地対策課

団 体 名: 徳島県土地開発公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
7	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	住吉万代園瀬橋線における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	1,463	1,463	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
8	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	鳴門公園線(土佐泊浦～三ツ石工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	211	211	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
9	①委託	道路改築事業用地取得事務委託	徳島空港線における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	2,549	2,549	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
10	①委託	道路改築事業用地取得事務委託	徳島環状線(国府～藍住工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	7,605	7,605	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
11	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	小松島佐那河内線(田浦工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	368	368	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
12	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	徳島吉野線(西条工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	137	137	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 用地対策課

団 体 名: 徳島県土地開発公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
13	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	富岡港南島線(住吉工区)用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	3,846	3,846	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
14	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	阿南小松島線(阿瀬比工区)用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	1,925	1,925	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
15	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	国道195号(石畳～棚谷工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	963	963	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
16	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	久尾穴喰浦線(久保②工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	1,121	1,121	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
17	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	一般国道438号(捨子谷南工区)用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	2,593	2,593	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
18	①委託	緊急地方道路整備事業用地取得事務委託	一般国道439号(菅生工区)用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	6,424	6,424	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 用地対策課

団 体 名: 徳島県土地開発公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR7年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
19	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	那賀川(十八女町工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	872	872	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
20	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	那賀川(阿井工区)における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	41	41	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
21	①委託	広域河川改修事業用地取得事務委託	西大堀川における用地取得事務の委託		R7.4.1	R8.3.31	6,434	6,434	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
22	①委託	公共事業用地取得推進支援業務(阿南庁舎)	阿南庁舎における用地取得業務の支援		R7.4.1	R8.3.31	9,933	9,933	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。
23	①委託	公共事業用地取得推進支援業務(美波庁舎)	美波庁舎における用地取得業務の支援		R7.4.1	R8.3.31	9,933	9,933	第2号(競争に不向き)	当該業務を受託し行えるのは、公有地の拡大の推進に関する法律に基づき設立された土地開発公社の他にはなく(同法第10条、第17条)、また、当該業務の遂行には損失補償基準や用地交渉、契約業務等に精通している必要があり、当該団体はそのための人材を有した団体であるため。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 高規格道路課

団 体 名: 徳島ハイウェイサービス株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第1 67条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	来庁者駐車場等整理業務	来庁者駐車場の発券・回収、駐車場・駐車場等整理業務一式	1	R7.4.1	R8.3.31	18,444	18,444	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス株式会社は、本州四国連絡橋の設置により影響を受けた海運関係者の離職者対策として、本県も出資して設立された会社である。 同社は、有料道路の料金徴収や地方自治体の所有施設等を管理運営業務を主に受託しており、本業務にも対応する能力を有した人材を十分確保しているものと判断される。 また、同社は、来庁者駐車場の開設時(昭和61年)からの業務受託者であり、委託内容はもとより、これまでの駐車場等の管理運営における様々な経緯にも精通していることから、今後も従前どおりの業務成果が挙げられるのは同社が唯一である。 更に、同社に本業務を委託することで「離職者対策」への寄与や「県内在住者への雇用創出」が見込まれるものと考え
2	①委託	マリンピア沖洲他 植栽維持管理業務	マリンピア沖洲地区において、芝生の苅込みや樹木剪定によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.4.1	R8.3.31	1,757	1,757	第2号(競争に不向き)	徳島ハイウェイサービス(株)は、本州四国連絡橋の開通により影響をうける港湾関係労働者の雇用対策の一環として設立された、県も出資する第三セクター会社であり、設立以来、県の施策として、港湾法に基づく港湾環境整備施設である徳島みなと公園等の清掃、植栽維持管理及び除草の業務を委託しており、他社と比べて業務委託箇所の港湾施設箇所にも精通し、円滑な業務の施工が可能である。
3	①委託	徳島みなと公園 他植栽維持管理業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県庁前護岸、南末広町の三角公園において、芝生の苅込みや樹木剪定によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.4.1	R8.3.31	4,200	4,200	第2号(競争に不向き)	
4	①委託	マリンピア沖洲他清掃業務	マリンピア沖洲地区及びマリンピア沖洲防潮堤において、清掃によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.4.1	R8.3.31	539	539	第1号(少額の場合)	
5	①委託	徳島みなと公園他清掃業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県庁前護岸において、清掃によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.4.1	R8.3.31	1,348	1,348	第2号(競争に不向き)	
6	①委託	徳島みなと公園他除草業務	徳島みなと公園、中洲緑地、県庁前護岸、南末広町の三角公園において、除草によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.7.1	R7.10.31	463	463	第1号(少額の場合)	
7	①委託	マリンピア沖洲地区除草業務	マリンピア沖洲環境緑地他、マリンピア沖洲防潮堤、マリンピア沖洲南連絡道路、マリンピア沖洲線接続道路において、除草によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.7.1	R7.10.31	1,585	1,585	第2号(競争に不向き)	

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 高規格道路課

団 体 名: 徳島ハイウェイサービス株式会社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選定時の見積書徴収数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務の終期	総 額	うちR7年度支払額	根拠規定 (自治法施行令第167条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び「当該団体を相手方とした理由」
8	①委託	マリンプア沖洲地区 緑地部周辺剪定等	マリンプア沖洲地区ふるさとの森周辺において、樹木の繁茂が著しく、剪定によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.7.10	R7.7.31	299	299	第1号(少額の場合)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加業者で過去にも実績がある。また、車両を傷つける等、危険がおよぶことも考えられることから、早急に対応する必要がある。
9	①委託	マリンプア沖洲 マリントーミナル周辺草刈	マリンプア沖洲地区マリントーミナル周辺において、雑草の繁茂が著しく、除草によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.10.3	R7.10.10	83	83	第1号(少額の場合)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加業者で過去にも実績がある。また、歩行者の安全や車両を傷つける等、危険がおよぶことも考えられることから、早急に対応する必要がある。
10	①委託	マリンプア沖洲 東側歩道剪定・草刈	マリンプア沖洲東側歩道において雑草の繁茂が著しく、除草によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.11.28	R7.12.25	83	83	第1号(少額の場合)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加業者で過去にも実績がある。また、歩行者の安全や車両を傷つける等、危険がおよぶことも考えられることから、早急に対応する必要がある。
11	①委託	マリンプア沖洲 メガソーラー周辺剪定・草刈	マリンプア沖洲メガソーラー周辺において、草木の繁茂が著しく、除草によって生じた廃棄物を収集・運搬・処分する業務	1	R7.12.4	R7.12.25	249	249	第1号(少額の場合)	徳島ハイウェイサービス(株)は入札参加業者で過去にも実績がある。また、隣接する民有地まで浸食していることから、早急に対応する必要がある。

契約のうち随意契約によるもの

所管課: 住宅課

団 体 名: 徳島県住宅供給公社

(金額単位: 千円)

番号	契 約 内 容			相手方選 定時の見 積書徴収 数	契約日等		契約金額		随意契約の理由等	
	区分	名称(業務名等)	契約の概要		契約日	契約業務 の終期	総 額	うちR7年度 支払額	根拠規定 (自治法施行令第16 7条の2第1項)	「随意契約とした理由」及び 「当該団体を相手方とした理由」
1	①委託	県営住宅管理代行及び管理業務委託	県営住宅の管理体制を充実し、住民サービスの向上を図るため、入居者募集、修繕等窓口業務を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	333,480	333,480	第2号(競争に不向き)	公営住宅の管理は、公営住宅法において原則として事業主体が行うこととされているが、「事業主体の同意を得た地方公共団体、地方住宅供給公社は、事業主体に代わって公営住宅の管理を行うことができる。」とされており、徳島県営住宅の設置及び管理に関する条例で、市町村又は徳島県住宅供給公社が県営住宅の管理を行うことができることを示している。
2	①委託	R7県営住宅長寿命化対策業務	県営住宅既存ストックの長寿命化を図り、住民が安心して暮らせる住環境を維持するため、県営住宅及び各種設備の改修等を実施する。	1	R7.4.1	R8.3.31	61,994	61,994	第6号(競争が不利)	本業務の実施にあたっては、県営住宅団地全体の状況を適切に把握し、優先度の高い業務から計画的に実施する能力が求められる。 さらに、入居中の住戸内や共用スペースでの作業を伴うなど、住民との綿密な調整も必要となる。 よって、管理代行及び指定管理により県営住宅の維持管理を行っている徳島県住宅供給公社に委託することが、業務効率を考慮すると最も有利である。
3	①委託	県営住宅浴室給湯設備設置業務	入居者の退去後において、浴槽及び給湯設備が設置されていない県営住宅の浴室に浴槽及び給湯設備を設置する。	1	R7.4.1	R8.3.31	5,983	5,983	第6号(競争が不利)	事業実施に際しては、県営住宅の空き家修繕を行っている者が空き家修繕と同時に実施することが作業効率や工事期間において有利と考えられる。また、事業実施者は県営住宅の現状を常に把握し、今後の県営住宅の利用方針に沿った適切な判断ができる者である必要がある。 そのため、県営住宅の管理代行・指定管理を行っている徳島県住宅供給公社に委託する。
4	①委託	令和7年度「とくしま回帰」住宅対策総合支援センター運営業務	空き家対策の推進を図るために県が設置した「とくしま回帰」住宅対策総合支援センターの運営を行う。	1	R7.4.1	R8.3.31	24,794	24,794	第2号(競争に不向き)	本業務は、住宅の専門的な知識や経験を必要とし、価格競争では成果を期待し難い業務である。業務の実施に当たっては、住宅建築や売買及び管理に精通した知識を有する相談員の配置や、公平な立場で住宅の総合的な知識を有する空き家判定士を育成するとともに、気密性の高い個人情報扱う業務であるため、守秘義務の遵守徹底が求められる。このことから、公企業として守秘義務の信頼も高く、住宅の計画・建設・売買・管理及び空き家対策に精通した知識・経験を有する唯一の団体であることから、徳島県住宅供給公社に委託するものである。